

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について (宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた)

令和2年4月6日
宮崎県教育委員会

標記について、これまでの感染拡大防止の取組からの追加についてお知らせします。

◎ 今後の対応

今まで以上の感染拡大防止の取組を行った上で、予定どおり、全ての県立学校を再開する。

(1) 教職員及び児童生徒等の動向の確認について

- 校長が始業式の前日までに、3月23日(月)から4月6日(月)の期間中に、緊急事態宣言により指定の7都府県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県)に滞在した教職員の有無について確認すること。
- 原則、上記の期間中に滞在した教職員については、滞在最終日の翌日から2週間を目安として自宅待機扱いとする。なお、その間の勤務については、別途通知する。
- 児童生徒等についても、始業式当日に確認を行うこと。
- 上記の期間中に滞在した児童生徒等については、保護者と十分な協議を行い、定期的な検温や健康観察を行うなど、当該児童生徒等の健康状態の把握に努めること。

(2) 始業式について

- 始業式は、実施の可否について再度検討すること。
- 実施する場合は感染拡大防止の取組を徹底すること。特に感染確認地域(宮崎市・東諸県郡圏域、延岡市・西臼杵郡圏域)の学校については、体育館等に全校生徒を一同に集めるなど「3つの密」が重なるような始業式は実施しないこと。

※3つの密：①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する空間、③近距離での会話等

(3) 入学式について

- 入学式は、感染拡大防止の取組を徹底した上で実施する。
- 感染確認地域(宮崎市・東諸県郡圏域、延岡市・西臼杵郡圏域)の学校については、参加人数の制限を行うなど「3つの密」が重ならないような入学式を実施すること。

(4) その他

- 学校再開にあたり、校長は上記の項目及び国から示された「チェックリスト」を参考に、自校の取組について必ず確認すること。
- 上記の対応は令和2年4月6日時点のものであり、今後の国の動向や県内の感染状況等によっては、対応の変更の可能性もある。その際は、改めて連絡を行う。